

(審査案件第85号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

長野県知事が行った「審査員、委員長、事務局が使用した〇〇の技術提案書のコピー全部」を不存在とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立ての経過

- 1 平成23年（2011年）7月20日、異議申立人は、長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。）に基づき、「〇〇工事（以下「本件工事」という。）の〇〇の技術提案書原本、審査員、委員長、事務局で使用したコピー全部」について公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成23年8月3日、長野県知事（以下「本件実施機関」という。）は、本件請求に対し、公文書非公開・不存在決定（以下「本件決定」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 平成23年9月27日、異議申立人は、本件決定のうち、本件実施機関が「技術評価委員会（以下「本件委員会」という。）終了後、すべて回収し廃棄処分したため」という理由により不存在とした「審査員、委員長、事務局が使用した〇〇の技術提案書のコピー全部」（以下「本件請求対象文書」という。）の公開を求める旨の異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が「異議申立書」、「理由説明書に対する反論」及び意見陳述で行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件委員会終了後、入札者から異議があり再審査の可能性があった。落札理由の説明責任があった以上、完結文書でないため保存すべきである。
- 2 一般的にヒアリングに用いた技術提案書には、審査員が審査中書き込み、アンダーライン等を行い審査するはずであり、裁判の資料のメモとしても証拠書類になりえるものである。それを処分したというのは何らかの落ち度が県側にあり、証拠隠滅を図ったものと疑われても仕方がないのではないか。
- 3 技術提案付き受注希望型競争入札（入札時V E方式）に係るQ & A（以下「本件Q & A」という。）には、「技術提案書は、技術評価委員会終了後にすべて回収・保管し、非公開対象とします。」とある。この条文は、技術提案が営業秘密を含む機密文書であるため、コピーからでも情報が漏れないように作られたものである。
- 4 今のルールである以上、原本を回収するということはある程度あり得ないし、本件Q & Aにおける「すべて回収」の「すべて」の意味が入札参加全社という解釈に無理がある。
- 5 落札者の提案書はすべて回収し原本保存、コピーは事務局により適正処分、落札者以外の提案書はすべて回収し事務局により適正処分とルール改正すべきである。
- 6 県書類の中でもかなり重要機密である技術提案書の管理をしっかりといただくために諮問した。

#### 第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が「理由説明書」及び意見陳述で行った主な主張は、次のとおりである。

- 1 本件Q & Aにおいて、「提出した技術提案書」とは「提案者が提出した技術提案書の原本」を指し、ヒアリングや委員会審査でその原本を使用した後、事務局である発注機関がその場から原本を回収して保管するという質問回答であって、本件請求対象文書の返却についての質問回答ではない。
- 2 一般に入札参加者が自分の提出した技術提案書の原本が返却されるかという疑問を持たれることがあるので、本件Q & Aに掲載して周知している。

- 3 委員長及び委員全員が提案内容を事前に十分に把握してヒアリングや委員会審査を円滑に進めることができるよう、本件請求対象文書を本件委員会開催前に全員に配布した。
- 4 技術提案書の原本は5年保存しているもので、本件請求対象文書は、本件委員会終了後、すべて回収し直ちに廃棄した。
- 5 仮に、ヒアリングにおいて各委員が本件請求対象文書に書き込み等をしていたとしても、本件実施機関ではその内容について、各委員の判断に基づき本件委員会で発言し審議しているものとする。それらを踏まえた上で本件委員会として評価をしているので本件請求対象文書は保管していない。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方

本件条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進に資することを目的に制定されたものである。本件条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、本件条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。当審査会は、この基本的な考え方に沿って、以下判断するものである。

### 2 本件請求対象文書の存否について

本件請求対象文書は、本件工事で採用された技術提案付き受注希望型競争入札における本件委員会のヒアリング及び審査で使用された〇〇の技術提案書のコピー全部である。

本件請求対象文書が本件委員会において用いられたことは本件実施機関も認める場所であるので、その存否について以下検討する。

技術提案を含むプロポーザル方式とは、高度な知識や構想力が必要とされる業務に関して、複数の入札参加者から提案書の提出を受け、提案内容についてのヒアリングを実施した後に提案内容が適切かどうか審査を行い、最も適した者を選定するものである。ヒアリングは、審査員が提案内容についての理解を深められるよう、また入札参加者も提案内容をさらに詳細に説明できるよう実施されている。

一般的に、ヒアリングや審査においては、提案書の原本を回覧するのではなく、審査員が提案内容を十分に把握し円滑な審査を行うために、各審査員に提案書の

コピーが配布されている。そして、審査終了後は、提案書の原本が適正に保管されていればその目的を果たしたため不要となった当該コピーは保管する必要はなく、処分されるものである。また、仮に当該コピーに書き込みがあったとしても、その書き込みは各審査員の備忘的なメモに過ぎず、書き込まれた内容は必要に応じて審議に反映されるものと考えられるため、当該コピーを保管しておく必要があるとはいえない。

これらのことからすると、技術提案書の原本を適正に管理し本件請求対象文書は本件委員会終了後に事務局がすべて回収し処分したという本件実施機関の説明に不自然な点はない。

したがって、本件実施機関の主張は結論において是認できるものと判断する。

### 3 その他の異議申立人の主張について

異議申立人のその他の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

### 4 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 5 付言

審査会の結論は以上のとおりであるが、今回の異議申立ての背景には、保管すべき文書の対象を、異議申立人は技術提案書のコピーを含むと解釈し、一方で、本件実施機関は技術提案書の原本のみと想定しており、両者の間に認識の相違があったと思料されるので、本件実施機関には、本件Q&Aの表現を分かりやすい記載とすることを望むものである。

## 第6 審査経過

平成23年（2011年）	10月12日	諮問
	10月19日	審議
平成24年（2012年）	4月25日	「理由説明書」受領
	5月14日	審議
	7月10日	「理由説明書に対する反論」受領
	7月30日	本件実施機関からの意見聴取、異議申立人からの意見聴取及び審議
	9月5日	審議
	10月24日	審議終結